

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第21号

宇治市財務規則の一部を改正する規則

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第13号を次のように改める。

⑬ 指定公金事務取扱者 法第243条の2第1項の規定により本市の歳入の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託を受けた私人をいう。

第36条中「誤払いまたは」を「誤払い又は」に、「資金前渡し若しくは」を「資金前渡又は」に改め、「し、または私人に支出の事務を委託」を削る。

第43条第2項第4号及び第45条第2項中「、収入事務受託者」を「、指定公金事務取扱者」に改める。

第48条第1項中「、施行令第158条第1項若しくは第158条の2第1項、国民健康保険法第80条の2、介護保険法第144条の2又は子ども・子育て支援法附則第6条第5項」を「、法第243条の2第1項」に、「私人に」を「本市の」に、「の事務を」を「に関する事務を私人に」に、「相手方の住所、氏名」を「者の名称、住所又は事務所の所在地」に改め、同条第2項中「、歳入」を「、法第243条の2第1項の規定により本市の歳入」に、「収納の」を「収納に関する」に改め、同条第3項本文中「、収入事務受託者」を「、指定公金事務取扱者」に、「歳入」を「歳入の徴収又は収納」に改める。

第48条の2を削り、第48条の3の見出しを「(指定公金事務取扱者の事務処理)」に改め、同条各号列記以外の部分及び同条第2号中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第6号本文中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同条を第48条の2とする。

第48条の4の見出し及び同条第1項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項中「、施行令第158条第4項若しくは第158条の2第3項、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の2第3項、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第3項又は子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第8条第3項」を「、法第243条の2第8項」に、「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条を第48条の3とする。

第62条第3項前段中「記名押印」を「記名」に改め、同項後段中「あり、かつ、職務上に係るものについては、認印の押印が」を削る。

第71条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第81条第1項前段中「、施行令第165条の3第1項」を「、法第243条の2第1項」に、「、同条同項」を「、第48条第1項」に改める。

第83条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者において会計の区分をする必要がないと認める場合は、この限りでない。

第89条第1項各号列記以外の部分及び第96条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改め、同条第2項後段中「、同項」を「、同条第2項」に改める。

第158条第4項中「第165条の6第3項」を「第165条の5第3項」に改める。

第230条第1項各号列記以外の部分及び同条第3項各号列記以外の部分中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

別表第6及び別表第7中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防団規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年4月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第22号

宇治市消防団規則の一部を改正する規則

宇治市消防団規則(昭和27年宇治市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条に見出しとして「(区域外出動)」を付し、同条を次のように改める。

第7条 消防団は、出動の際に水火災その他の災害現場が市の区域内であると認められたにもかかわらず、当該現場に近づくに従つて市の区域外であると判明したときは、消防長又は消防署長の命令がない場合であつても、出動することができる。

第11条各号列記以外の部分中「及び分団」を削り、「、次の」を「、次の各号に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 団員名簿
- (2) 機械器具及び消防資機材の点検等に係る報告書
- (3) 給貸与品台帳
- (4) 雑書つづり

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年4月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第23号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則(昭和60年宇治市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「に係る」を「・森林環境税に係る」に改め、同条第2号中「市民税・府民税税額決定・納税通知書」を「市民税・府民税・森林環境税税額決定・納税通知書」に改め、同条第3号中「市民税・府民税税額変更・徴収方法変更通知書」を「市民税・府民税・森林環境税税額変更・徴収方法変更通知書」に改め、同条第5号中「市民税・府民税減免申請書」を「市民税・府民税・森林環境税減免申請書」に改める。

別記様式第4号中「市民税・府民税」を「市民税・府民税・森林環境税」に、「あて」を「宛て」に改め、別記様式第5号及び別記様式第6号中「市民税・府民税」を「市民税・府民税・森林環境税」に改める。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号(第3条関係)

市民税・府民税・森林環境税の納入書(表)

個人市民税 京都府宇治市 個人府民税 領収証書 森林環境税 京都府宇治市 個人府民税 納入書 森林環境税 京都府宇治市 個人市民税 個人府民税 納入済通知書 森林環境税

京都府宇治市 個人市民税 個人府民税 納入書 森林環境税

京都府宇治市 個人市民税 個人府民税 納入済通知書 森林環境税

(裏)

市民税・府民税納入申告書 宇治市長宛て 年 月 日提出 年 月 分 人員 人

別記様式第51号の(表)中

「年度 市民税・府民税 税額決定 通知書 (個人住民税) 納税」 「年度 市民税・府民税・森林環境税 税額決定 通知書 (個人住民税) 納税」 「第41条」を「第41条、第319条」に、 「」を「」に

Table with columns for 充当額, 充当後納付額, 納期限, ③に係る充当額

「充当する」を「充当又は委託納付する」に、「特別徴収税額(個人住民税)」を「特別徴収税額」に、「市民税・府民税課税明細書」を「市民税・府民税・森林環境税課税明細書」に、 「」を 「」に

Table with columns for 年税額(円)

「」に改め、同様式の(裏)

Table with columns for 森林環境税, 年税額(円)

中「、京都府府税条例及び」を「、京都府府税条例、」に、「の規定」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定」に、「◎所得割(分離課税分)」を「◎所得割(分離課税分)」に

Table with columns for (税率表)

◎森林環境税 円 「=年税額」を「+森林環境税額=年税額」に改める。

別記様式第52号の(表)中 「年度 市民税・府民税 税額変更 通知書 徴収方法変更」 「年度 市民税・府民税・森林環境税 税額変更 通知書 徴収方法変更」 「市民税・府民税額」を「市民税・府民税・森林環境税額」に、「市・府民税」を「市民税・府民税・森林環境税」に、 「」を「」に

年 税 額 ⑦

森林環境税
年 税 額 ⑦

普通徴収合計充当額
特別徴収合計充当額

普通徴収充当又は委託納付合計額
特別徴収充当又は委託納付合計額

所得控除の合計			
---------	--	--	--

◎充当前の納付額及び納期限

所得控除の合計			
---------	--	--	--

別記様式第55号(第5条関係)

◎充当又は委託納付前の納付額及び納期限

--	--	--	--	--

◎充当前の納付額及び納期限

--	--	--	--	--

◎充当又は委託納付後の納付額及び納期限

(裏)中「、京都府府税条例及び」を「、京都府府税条例、」に、「の規定」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定」に、「=年税額」を「+森林環境税額=年税額」に、「◎税額控除(調整控除)」を「◎森林環境税 円」に改める。

◎税額控除(調整控除)

別記様式第55号を次のように改める。

通知書番号	
-------	--

年 月 日

年度 市民税・府民税・森林環境税減免申請書

宇治市長宛て

次のとおり市民税・府民税の減免及び森林環境税の免除を受けたいので、申請します。

申 請 者	1月1日住所	(郵便番号)					
	現住所	(郵便番号)					
	氏名				電話番号		
	年度	第1期	第2期	第3期	第4期	随期	合計(年税額)
		(月分)	(月分以降)				
	年金特徴	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	2月分
		円	円	円	円	円	円
	扶養人数	年中	人	年中(見込み)	人	年中(見込み)	人
	合計所得金額	年中	円	年中(見込み)	円	年中(見込み)	円
	支払った医療費等又は損害金額	円		保険金等で補填される金額		円	
市民税・府民税の減免を申請する理由							
森林環境税の免除を申請する理由							
市民税・府民税							
○ 廃業又は失業等による減免申請の場合、翌年度に確定申告又は市民税・府民税の申告(確定申告が不要の場合に限る。)が必要です。							
○ 申請時において、納付済の税額及び納期限を経過している税額については、減免の対象外となります。							
○ 当該年中の合計所得金額が申請時の見込みと異なる等の理由により、減免の割合が変更となる場合又は減免が取消しとなる場合があります。							
森林環境税							
○ 申請時において、納期限を経過している税額については、免除の対象外となります。							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市市税条例施行規則の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税及び府民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税及び府民税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)



宇治市告示第29号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年宇治市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「第115条の47第4項」を「第115条の47第5項」に改める。

第10条及び第11条第2項中「第115条の47第6項」を「第115条の47第7項」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第30号

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月27日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資保証料補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成16年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「、令和6年3月31日」を「、令和7年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第31号

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月27日

宇治市長 松村 淳子

中小企業融資利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

中小企業融資利子補給金交付要綱（平成12年宇治市告示第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第34号

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成29年宇治市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（指定の通知等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「、前項」を「、法第115条の45の5第1項」に、「、法第115条の45の5第1項」を「、同項」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条中「前条第4項」を「前条第3項」に改める。

第4条を削り、第5条各号列記以外の部分中「前条」を「省令第140条の62の3第2項第4号及び第5号」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別記様式第1号から第3号までを削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第35号

宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市指定金融機関等事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宇治市指定金融機関等事務取扱要綱（昭和52年宇治市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「取扱店は、毎日、」を「各取扱店は、毎営業日に」、「取りまとめ、遅滞なく、取りまとめ店へ送付する」を「取りまとめる」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「取扱店」を「各取扱店」に、「を確認の上、直接」を「及び当該取りまとめ店が」に、「と合算集計し、宇治市公金収納日計表（別記様式第4号）」を「に必要書類」に、「、総括店」を「、所定の方法により指定金融機関」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 収納代理金融機関の各取扱店は、前項の規定により取りまとめられた領収済通知書を、遅滞なく、取りまとめ店へ送付するものとする。

第14条第1項前段中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項後段中「、同条第1項」を「、同条第1項及び第2項」に改め、「、同条第2項中「宇治市公金収納日計表（別記様式第4号）」とあるのは「宇治市公金出納日計表（別記様式第5号）」と」を削る。

第15条第1項を次のように改める。

第15条 指定金融機関の各取扱店は、毎営業日領収済通知書を取りまとめるものとする。

第15条第3項中「、第13条第3項」を「、第13条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を削り、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 指定金融機関は、前項の規定により取りまとめられた領収済通知書を、遅滞なく、所定の方法により取りまとめるものとする。

3 総括店は、第13条第3項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定により送付を受け、及び前項の規定により取りまとめられた領収済通知書に必要書類を添えて、遅滞なく、会計管理者に送付しなければならない。

第16条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第18条中「、宇治市公金出納日計表に関係書類」を「、必要書類」に改める。

別記様式第4号及び第5号を削る。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第36号

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置規程の一部を改正する規程

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会設置規程(平成5年宇治市告示第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「15人」を「14人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「適当」を「適当である」に改め、同号を同項第5号とする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第37号

宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市保育所等運営補助金交付要綱(昭和47年宇治市告示第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所及び」を「保育所(以下「保育所」という。)及び」に、「保育所等」というを「認定こども園」という。)並びに法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所(以下「事業所」という。)(以下「保育所等」と総称する)に改める。

第1条の2各号列記以外の部分中「、保育所等に対し、次の各号」を「、保育所及び認定こども園にあつては第1号から第15号までに掲げる補助金、事業所にあつては同号」に改め、同条に次の1号を加える。

(15) おむつ処分費補助金

第2条第1号、第5条、第9条、第12条及び第12条の4中「保育所等」を「保育所及び認定こども園」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(おむつ処分費補助)

第12条の5 おむつ処分費補助金は、使用済みおむつを保育所等

で処分するために要した経費について交付する。

別表中

Table with 2 columns: 副食費徴収免除補助, 基準副食費単価×各月副食費徴収免除対象者数

Table with 2 columns: 副食費徴収免除補助, 基準副食費単価×各月副食費徴収免除対象者数; おむつ処分費補助, 基準処分費単価×3歳未満児各月初日在籍児童数

改め、同表の注書第1項中「及び基準副食費単価」を「、基準副食費単価及び基準処分費単価」に改める。

別記様式第1号中「、宇治市保育所等運営補助金交付要綱第14条の規定により」を削り、

Table with 2 columns: 副食費徴収免除補助, 円×()人

Table with 2 columns: 副食費徴収免除補助, 円×()人; おむつ処分費補助, 円×(ア)人

別記様式第2号中

Table with 2 columns: 副食費徴収免除補助, grid

Table with 2 columns: 副食費徴収免除補助, grid; おむつ処分費補助, grid

別記様式第6号中

Table with 2 columns: 副食費徴収免除補助, grid

を

Table with 2 columns: 副食費徴収免除補助, grid; おむつ処分費補助, grid

に改める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年度以前の補助金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市告示第38号

宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市文書区分等に関する要綱の一部を改正する要綱